



発行 第83号 令和7年8月

佐世保市生活衛生課

動物愛護センター

0956 (42) 3300

飼い犬の脱走に注意しましょう！

夏になると雷鳴や花火の音に驚いてパニックになった飼い犬が逃げ出し、動物愛護センターに収容されることが多々発生しています。

犬が逃げてしまうと、周辺の住民に多大な迷惑をかけてしまう可能性があるばかりか、道路に飛び出して事故を誘発したり、犬の生命に危険を伴う恐れがあります。

犬の飼い主様は以下の項目にお気を付けください。

1. 首輪やリードがしっかりと装着されているか確認しましょう。
首輪は人の指が2本入る程度のきつさが最適です。
2. 鑑札や注射済票を日頃から犬に装着してください。(装着は法律で義務付けられています)
“室内で飼っているから”と着けていないことが多いようです。
3. 犬がいなくなってしまった場合は、速やかに佐世保市動物愛護センター及び最寄りの警察署に連絡してください。

動物の遺棄・虐待は犯罪です！！

今年度も、悲しいことに犯罪者により段ボール等に入れられた仔猫の遺棄が多発しました。

愛護動物を虐待したり、捨てる（遺棄）ことは犯罪です。違反すると、拘禁刑や罰金に処せられます。

○ 愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

→ **5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金**

○ 愛護動物に対し、みだりに身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加える、又はそのおそれのある行為をさせる、えさや水を与えずに酷使する等により衰弱させるなど虐待を行った者

→ **1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金**

○ 愛護動物を遺棄した者

→ **1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金**

※ 愛護動物とは

- 1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 2 その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

ご近所の迷惑になっていませんか？

動物を飼育している場所の清掃は行き届いていますか？

糞尿を放置したまま、昆虫（ハエ等）が発生したり、悪臭で窓も開けられないといった相談があります。

また、鳴き声が響くため、夜も眠れないといった相談もあります。

ご近所トラブルに発展しないように、飼育環境をもう一度見直してください。